

ICカード利用細則

鹿児島大学生協同組合

第1章 細則の目的

(目的)

第1条 この細則は、別途定められたICカード規則に基づき、生協がICカードに付加し組合員に提供するサービスの機能を、組合員が、利用する際の細則について定めるものとする。

第2章 プリペイド機能の利用

(プリペイド利用方法)

第2条 組合員は、ICカード対応機器等を用いて現金または本細則第7条で定める方法により入金することで、ICチップに入金額を記録することができるものとする。

- 2 組合員は、本条第1項により記録された金額の範囲内で、生協の指定する店舗(以下「指定店舗」という)においてICカード対応機器で記録された金額を読み取ることで、入金した金額相当額で、指定店舗における決済代金(商品代金、送料、手数料または消費税を含む)の全部または一部の支払いとして利用するか大学生協が指定するサービスを受けることができるものとする。

(プリペイド利用の限度額・手数料等)

第3条 生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、プリペイドの1回あたりの利用限度額を定め、これを組合員に通知するものとする。

- 2 組合員のプリペイド利用手数料は無料とする。
- 3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とする。

(プリペイドが利用できない場合)

第4条 組合員は、次の場合には、ICカードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとする。

- ① ICカードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等によりICカードを利用できない場合
- ② 生協が、ICカードで利用できない商品及びサービスを指定している場合

(プリペイドの紛失・汚損等)

第5条 ICカードの汚損により、プリペイド金額の読み取りができなくなった場合、またはICカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、組合員は「ICカード規則」第5条にいう再発行の届出を行うものとする。

- 2 組合員がICカードを紛失し、または盗難にあった場合は、「ICカード規則」第4条及び第5条にいう届出を行うものとする。紛失には大学カードの場合の大学カードに関する規定によるICカードの回収、Tuoカードについては本人の規則違反によるICカードの回収、カード読み取り機のトラブルにより、利用が出来なくなったときを含むこととする。
- 3 前項において組合員等の故意又は過失によらない場合に限り、当該ICカードにプリペイド未使用残額がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行されたICカードにこれを記録するものとする。

(返金・返品の禁止)

第6条 プリペイド未使用残額の返金は、組合員の脱退等の事由により、組合員が IC カードの使用を停止し、生協所定の手続きによって IC カードを生協に返却する場合を除き行わないものとする。

2 前項にいうプリペイド未使用残額の返金は、生協が未使用額を確定した後に、所定の方法により行うものとする。

第3章 ポイント機能の利用

(ポイントの蓄積と利用方法)

第7条 組合員は生協利用時に生協所定のポイント発生率により IC カードにポイントを蓄積することができる。組合員は、大学生協が認める場合、IC カードを提示し、IC カード対応機器によって自己の保有するポイントを読み取ることによって、生協が定める換算率により生協所定の基準と方法で、生協が提供する次のサービスを利用することができる。

(1) 本細則の第2章で定めるプリペイドへの変換

(2) 生協所定の基準で発行される金券もしくは応募券への変換

(ポイントが蓄積できない場合)

第8条 組合員は、IC カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等により IC カードを利用することができない場合に、IC カードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとする。この場合はポイントが蓄積できないこともあらかじめ承諾するものとする。

(ポイントの紛失・汚損等)

第9条 IC カードの汚損により、ポイント残額の読み取りができなくなった場合、または IC カード記載内容変更により再発行を受ける場合は、組合員は「IC カード規則」第5条にいう再発行の届出を行うものとする。

2 組合員が IC カードを紛失し、または盗難にあった場合は、「IC カード規則」第4条及び第5条にいう届出を行うものとする。紛失には大学カードの場合の大学カードに関する規定による IC カードの回収、Tuo カードについては本人の規則違反による IC カードの回収、カード読み取り機のトラブルにより、利用が出来なくなったときを含むこととする。

3 前項において組合員等の故意又は過失によらない場合に限り、当該 IC カードにポイント残高がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行された IC カードにこれを記録するものとする。

(換金の禁止)

第10条 組合員が、第7条によるプリペイド変換分もしくは発行されたポイント券を金券として利用する際のポイント券を、現金と換金することは、行わないものとする。

第4章 ミールカードの利用

(ミールカードの定義)

第11条 組合員は、生協が指定した方法で申し込み、指定した金額を生協に支払うか、分割払いなどの方法で支払うことを約することによって、生協が指定したICカードに搭載したミールカードの機能を使用することが出来ること

とする(以下、ミールカード利用組合員という)。

- 2 ミールカード利用組合員は、ICカードに搭載したミールカードの機能を利用することで、生協が指定した期間、かつ生協が指定した食堂等の店舗(以下「指定食堂等」という)、かつ生協が指定した営業日・営業時間および指定した1日あたり限度額の範囲内で、生協の指定する食事等の商品を利用することができることとする。このような利用をミールカード利用という。

(ミールカード利用方法)

- 第12条 ミールカード利用組合員は、ミールカードに供する期間に対応する生協が指定した金額(以下、ミールカード代金という)を、現金による支払いもしくは生協が指定する金融機関口座への払込をもって申請するか、分割払いなどの方法で支払うことを約する口座引落依頼書を提出することにより、ミールカード利用ができるものとする。
- 2 ミールカード利用組合員は、生協が指定した期間および指定した1日あたり限度額の範囲内で、指定食堂等のICカード対応機器を利用して、ミールカードによる食事等を利用することができる。
 - 3 ミールカード利用は、ミールカード利用組合員本人による利用の場合に限定し、ミールカードの他人への貸与による利用、もしくは他人分の購入についての利用は出来ないこととする。

(ミールカード利用の期間・1日あたり利用限度額・利用可能商品等)

- 第13条 生協は、ミールカード利用の期間、1日あたり利用限度額及びミールカードで利用できる食事等商品の範囲を定め、これをミールカード利用組合員に通知するものとする。
- 2 ミールカード代金に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とする。

(ミールカードが利用できない場合)

- 第14条 ミールカード利用組合員は、次の場合には、ミールカードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとする。
- (1). 指定食堂等が営業していない場合および営業時間外
 - (2). 第13条第1項による食事等商品以外の商品購入およびサービスの利用の場合
 - (3). ミールカード利用期間を越えた場合
 - (4). 生協が定める1日あたり利用限度額を超えた場合
 - (5). ICカードの紛失、汚損の場合
 - (6). 指定食堂等の端末機の故障、停電等によりICカードを利用することができない場合
 - (7). 分割払いの場合で指定の期限に引落しができない場合の生協が指定する該当期間

(ミールカードの紛失・汚損等)

- 第15条 ICカードの汚損により、ミールカードの読み取りができなくなった場合、またはICカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、ミールカード利用組合員は「ICカード規則」第5条にいう再発行の届出を行うものとする。
- 2 ミールカード利用組合員がICカードを紛失し、または盗難にあった場合は、「ICカード規則」第4条及び第5条にいう届出を行うものとする。紛失には大学カードの場合の大学カードに関する規定によるICカードの回収、Tuoカードについては本人の規則違反によるICカードの回収、カード読み取り機のトラブルにより、利用が出来なくな

ったときを含むこととする。

- 3 第 2 項の場合において、ミールカード利用組合員がミールカード申込者であり、当該ミールカードがミールカード利用期間内である場合、生協は再発行された IC カードにミールカード機能を設定するものとする。

(返品・返金の禁止)

第16条 ミールカードで購入した食事等の商品についての返品及びミールカード代金の返金は、レジ操作ミスなど生協の過失による場合ならびに第 17 条による場合のほかは、受け付けないものとする。

(ミールカード解約の場合の返金)

第17条 ミールカード利用組合員が、ミールカード利用期間中において解約する場合は、以下の定めによる。

- (1). 中途退学、休学、留学、傷病等による長期入院などの理由によって1ヶ月を超える長期にわたり大学への通学ができなくなった場合、もしくは生協が認めた場合においては、生協は、組合員からの事前もしくは事後1年間以内の生協所定の手続きによる申し出を受けて、ミールカード代金からミールカード利用累計額を差し引いた残額を返金することとする。ここで言う事後とは、大学への通学ができなくなった時、もしくは生協が認めた時を基準とする。
- (2). ただし(1)による返金で、第 18 条による分割支払いの場合は、返金申請時点の支払済み総額からミールカード利用累計額を差し引いた残額を返金することとする。
- (3). (1)による場合も、ミールカード利用累計額がミールカード代金を超えた場合、返金はしないこととする。
- (4). ミールカード利用累計額はシステム上計算される金額とし、組合員番号の設定されていない第 20 条に定める仮ミールカードでの利用分については第 12 条でいうミールカード代金を月割りして(以下、月割りという)算出した利用金額(1ヶ月未満は1ヶ月単位に切り上げ)を適用することとする。
- (5). (1)の中途退学、休学、留学、傷病等による長期入院などの理由による返金以外の中途解約の場合は、(1)の返金額から、月割りで算出した 3 ヶ月分の金額を違約金として差し引いた金額を返金するものとする。ただし、返金額が月割りで算出した 3 か月分に満たない場合、返金はないものとする。
- (6). (1)による返金はミールカード利用組合員が、親権に服する子である場合は、親権者の了解を事前にとることを条件とする。

(ミールカード代金の分割支払い・金融機関口座からの自動引落し)

第18条 ミールカード代金を分割支払いとする場合は、ミールカード利用組合員は以下に定めることをあらかじめ承諾したものとする。

- (1). 利用の契約については申し込みした期間の利用分とする。
 - (2). 生協が定める分割金額、支払期限、支払方法(現金での支払、振込、口座自動引落など)で申込みすること
で、IC カードによるミールカード利用ができるものとする。
- 2 利用の停止について
毎月の利用代金の引落しが出来なかった場合は、翌月の利用はできないものとする。
 - 3 利用の停止の解除について
2の分割払いの利用代金の引落しが出来なかった場合であっても、生協が指定した1か月分の金額の現金を添え申請することにより、利用の停止となっていた翌月の利用が可能になることとする。また、利用が出来ない月の

途中に利用申請をした場合には、翌日からの利用が可能となるが、この場合の利用金額は利用できなかった期間の金額を差し引くことはせず、1か月分の利用金額とする。

4 ミールカード解約の場合の返金

第17条の規定に従う。

第5章 仮カード・仮ミールカードの利用

(仮カード・仮ミールカードの発行)

第19条 組合員は、ICカードが発行されるまで、生協所定の手続きにより、当該組合員の認証番号を付与はしないが、プリペイド機能、ポイント機能が使用できる仮カード、もしくはプリペイド機能、ポイント機能、ミールカード機能が使用できる仮ミールカードの発行を受け、組合員カードと同様のサービスを受けることができる。

2 ただし、仮カード及び仮ミールカードは個々の組合員の認証番号が付与されないため、認証番号を活用した利用情報の提供等ができないことを、利用者は予め承諾したものとする。

3 仮カード及び仮ミールカードの発行を受ける際に、あらかじめ生協所定の預託金が定められている場合は、所定の預託金を支払うこととする。

(仮カードの返却)

第20条 仮カード組合員がICカードを入手した場合は、速やかに生協に届出て仮カードを返却する。第19条でいう預託金が定められ、組合員から預託金を預かっていれば、生協は仮カードの返却を受けた場合、預託金を返却する。

(仮カードの残額移行)

第21条 仮カードの発行を受けた組合員が仮カードを返却した場合、生協に所定の手続きを行い、仮カード上のポイント・プリペイド残高、ミールカード設定をICカード規則で規定するICカードに移行することができる。

(規則の変更)

第22条 この細則の変更は、生協の理事会において行う。

(施行)

第23条 本規則は2004年3月1日から施行する。

設定・改定年月日

2004年3月1日 設定

2016年3月1日 改定施行

2017年11月29日 改定施行